

入札説明書

道路清掃業務（I地区）

札幌市建設局土木部道路維持課

入札説明書

平成28年札幌市告示第635号に基づく入札等については、札幌市契約規則、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

平成28年2月25日（木）

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目1番1号

札幌市建設局土木部道路維持課事業係

TEL 011-211-2632

FAX 011-218-5123

3 入札に付する事項

(1) 役務名称

道路清掃業務（I地区）

(2) 調達案件の仕様等

設計図書及び仕様書（以下、「仕様書等」という。）による。

(3) 履行期間

平成28年3月1日から平成28年12月16日まで

(4) 履行場所

全体地図及び各区作業路線図参照のこと。

※各区作業路線図は、電子データにて配布

(5) 本調達案件については、平成28年1月14日付札幌市告示第99号にて告示し、入札（平成28年2月22日開札）したものが中止となったため、改めて入札に付するものである。

4 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有さない。

2) 平成27・28年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において業種が大分類「一般サービス業」、中分類「その他サービス業」に登録されている者であること。

3) 平成27・28年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において、所在地区分が「市内」として登録されているものであること。

4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全

な者でないこと。

- 5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- 6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- 7) 平成24、25、26年度の過去3ヶ年のいずれかにおいて、調達役務の内容と同様の履行実績（道路法に基づく複数の道路について、年間を通じ（積雪時を除く）定期的に清掃業務を履行した実績（下請けを含む））を有する者であって、当該役務の提供が十分に可能な者であること。
- 8) 当該業務の履行に係る産業廃棄物収集運搬業許可、産業廃棄物処分業許可及び一般廃棄物（伐採物・抜根物）収集運搬業許可を有するものであること。
- 9) 清掃機種のうち、下表の車両（ア、イ）について、1工区につき1台以上を契約日までに確保できること。さらに、故障時において即時に作業継続可能な予備の車両（スーパー車、洗浄車）を備えること。また、スーパー車、洗浄車は道路交通法による道路維持作業用自動車の指定を受けた（受ける予定の）車両で、業務着手後速やかに作業が行えること。これら道路清掃車両の確保については、別紙1の「道路清掃車両に関する誓約書」を入札前に提出すること。

	機 種	標準規格	左ガッターブラシ 最大トルク (N・m)
ア	スーパー車	ホッパー容量 2.5~3.1 m ³ 級	525.3 以上
イ	洗浄車	タンク容量 5.5~6.5 t 級	—

5 入札の手続等

(1) 入札方法

本市が提示する予定数量及びその数量に対して入札者が見積もった各単価を乗じて得られた総価により入札を行う。入札書には、入札金額のほかに入札金額内訳として各単価、各単価に予定数量を乗じて得られた額及びその合計金額を記載することとする。単価については、1円単位までを記載しても差し支えないこととする（1円未満の桁は記載できない）。

なお、本入札における入札書記載金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約方法

入札書の入札金額内訳に記載された各単価に、各履行月に適用される消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約単価とする。

(3) 入札の日時及び場所

道路清掃業務（I地区） 平成28年2月29日（月）10時30分

場所は、「札幌市中央区北1条西2丁目1番1号 市役所本庁舎8階2号会議室」

(4) 入札書の提出方法

入札書は、別添2の様式にて作成し、上記5(3)の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで委任状（別添3）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記5(3)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別添3）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額（各単価）に予定数量を乗じて得た額の100分の

10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書及び契約条項等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務がある者が指定する期日までに契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際して不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際して入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まずその者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別添3のとおり

以 上